

# 大阪地方最低賃金審議会

## 第320回総会

### 議事録

平成29年度

# 大阪地方最低賃金審議会

## 第320回総会議事録

### 1 日 時

平成29年6月16日（金）午前10時00分～同10時25分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）

立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

井尻委員、太田委員、上山委員、北畑委員、中井委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、西田委員、平岡委員、古谷委員、吉田（博）委員、吉田（豊）委員

（事務局）

苧谷局長、小島労働基準部長、田中賃金課長、佐渡主任賃金指導官、小松賃金指導官、

田村賃金指導官、林最低賃金係長、福谷賃金主任

### 4 審議事項

（1）審議会会長及び会長代理の選出について

（2）小委員会等の設置について

（3）その他

(開会 午前10時00分)

## 佐渡主任

ただ今から大阪地方最低賃金審議会第320回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様をお願い申し上げます。皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員の飯島委員、表田委員がご欠席でございますが、16名のご出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、当審議会が有効に成立していることについてご報告申し上げます。

なお、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それではまず、大阪労働局苧谷局長からご挨拶申し上げます。

## 苧谷局長

皆さん、おはようございます。大阪労働局長の苧谷でございます。

皆様方には、日頃から労働行政の推進にご理解を賜っておりますことにつきまして、この場を借りて御礼申し上げます。

この度は大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会の委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨年度の地域別最低賃金の審議におきましては、地域別最低賃金額改定の目安が時間額表示に一本化されて以降、最高額となる25円で示される中、中小企業等の経営力強化、生産性向上の取組に対する国の各種支援措置に関する要請を答申文に盛り込まれた上で、25円引上げの答申を頂き、大阪府最低賃金は時間額883円となったところでございます。

さて、先日6月9日に「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」が閣議決定されました。その中で、「最低賃金について年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係において先行し、他の業種へ拡大を図る」とされたところであります。

貴審議会におかれましても、こうした制度の取組やこれまでの経過を踏まえ、調査、審議いただきたいと考えております。

貴審議会への改正諮問につきましては、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会へ目安が諮問された後、速やかに行わせていただきたいと考えております。

また、本年度は、過去5年で約100円引上げという上がり幅に関し、地域の実情を踏まえた審議という基本に立ち返り、事業場へ実際に赴き、実態を直接審議会委員の皆様方にご確認いただく実地視察という機会をここでお諮りしたいと考えております。

なお、本日の総会は、2年ごとの改選期に当たりますことから、会長及び会長代理の選出と各小委員会等の委員の選出等を主な議題としてご審議をお願いすることとなりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様には、これから夏の暑い時期にかけてご労苦をおかけすることになるかと存じますが、

適正な最低賃金の引上げは、非正規雇用労働者の待遇改善、同一労働同一賃金実現に向けた基盤整備になるだけでなく、可処分所得を拡大させ消費の活性化を図る最も有効な手段の一つであることをご認識いただき、本年度も貴審議会の自主性を十分に発揮いただきご審議いただきますことを切に希望として申し上げます、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 佐渡主任

続きまして、審議会委員の改選がございましたので、本日ご出席委員の皆様をご紹介申し上げます。まず、公益を代表する委員をご紹介いたします。

立見委員でございます。

服部委員でございます。

深井委員でございます。

水島委員でございます。

次に、労働者を代表する委員をご紹介いたします。

井尻委員でございます。

太田委員でございます。

上山委員でございます。

北畑委員でございます。

中井委員でございます。

福西委員でございます。

次に、使用者を代表する委員をご紹介いたします。

中野委員でございます。

西田委員でございます。

平岡委員でございます。

古谷委員でございます。

吉田博子委員でございます。

吉田豊委員でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事（１）の会長及び会長代理の選出についてでございますが、最低賃金法第２４条第２項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

当審議会では、従来、公益を代表する委員より事前にご協議いただきました結果をこの場でご報告いただき、各委員にお諮りする方法で選出してまいりました。

本年度も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

## 佐渡主任

ありがとうございます。それでは公益を代表する委員の協議結果につきまして、深井委員から発表

をお願いいたします。

### 深井委員

それでは、協議いたしました結果を報告します。会長には服部委員、会長代理には水島委員ということになりました。

以上です。

### 佐渡主任

ありがとうございました。

会長には服部委員、会長代理には水島委員とのご発表でございます。ご異議ございませんでしょうか。

( 異 議 な し )

### 佐渡主任

ありがとうございます。

では、全会一致で会長を服部委員、会長代理を水島委員にお願いすることと決定いたしました。

それでは、会長にご挨拶を頂きます。お願いします。

### 服部会長

皆様、ただ今会長の任に就かせていただきました服部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

最低賃金審議会の運営に当たりまして、制度の趣旨を踏まえ、関係法令にのっとりまして運営をさせていただきます。労使を代表する委員の皆様方におかれまして、それぞれのお立場からのご意見を頂戴いたしたいと存じます。また、労働局長から諮問がありましたならば、最低賃金の適正な金額審議のための議論を進めたいと存じますので、何とぞ皆様方、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

簡単ですが、ご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

### 佐渡主任

それでは、以後の議事進行につきまして、会長、よろしくをお願いいたします。

### 服部会長

それでは、早速審議に入りたいと存じます。お手元の議事次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議事（２）小委員会等の設置についてに入ります。

まず、審議会の運営に当たって、審議の進め方、問題点を協議する運営小委員会の設置についてです。

この小委員会の構成は、公益を代表する委員３名、労働者を代表する委員２名、使用者を代表する委員２名ということで取り扱ってまいりました。これまでどおりということよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、これまでどおりの構成によるということにいたします。

小委員会等の委員は会長が指名することとされておりますので、運営小委員会の公益を代表する委員は、深井委員、水島委員と私、服部ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、あらかじめ担当についてご検討いただいているようですから、この場でご発表をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員からお願いできますか。

## 井尻委員

労働者側を代表する委員といたしまして、中井委員と私、井尻の2名でお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

使用者側を代表する委員といたしましては、西田委員と私、平岡の2名でお願いしたいと思います。

## 服部会長

ありがとうございます。

そういたしますと、運営小委員会の公益を代表する委員は深井委員、水島委員と私、服部と、労働者を代表する委員は井尻委員と中井委員、使用者を代表する委員は西田委員と平岡委員の7名の委員とさせていただきます。各委員の皆様には、よろしくお願いをいたします。

なお、本日、この会議の終了後、引き続いて第1回運営小委員会の会議を開催することといたします。

それでは、続きまして、特定最低賃金の改正等の審議の進め方を協議する特別小委員会の設置に移ります。

この特別小委員会の構成は、各代表から4名ずつということで取り扱ってまいりましたが、これもこれまでどおりということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

ありがとうございます。

それでは、これまでどおりの構成によるということといたします。

公益を代表する委員につきましては、表田委員、立見委員、深井委員、水島委員ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ担当者についてご検討いただいているようでありますから、この場で発表をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 井尻委員

労働者側につきましては、北畑委員、太田委員、中井委員、私、井尻の4人をお願いいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

使用者側につきましては、中野委員、西田委員、吉田豊委員と私、平岡の4名でお願いしたいと思います。

## 服部会長

ありがとうございました。

そういたしますと、特別小委員会の公益を代表する委員は表田委員、立見委員、深井委員、水島委員、労働者を代表する委員は井尻委員、太田委員、北畑委員、中井委員、使用者を代表する委員は中野委員、西田委員、平岡委員、吉田豊委員の12名の委員とさせていただきます。各委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、審議に用いる資料など、審議会運営上の基本的な問題を協議する基本問題協議会の設置に移ります。

この協議会の構成は、各代表から3名ずつということで取り扱ってまいりました。こちらでもこれまでどおりということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

## 服部会長

それでは、これまでどおりの構成によるということといたします。

公益を代表する委員につきましては、飯島委員、立見委員と私、服部ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ担当者についてご検討いただいているようでありましたら、この場で発表をお願いいたします。

まず、労働者を代表する委員、お願いいたします。

## 井尻委員

労働者側につきましては、北畑委員、中井委員、私、井尻の3人でお願いをいたします。

## 服部会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

使用者につきましては、西田委員、吉田豊委員、私、平岡の3名でお願いします。

## 服部会長

ありがとうございます。

そういたしますと、基本問題協議会の公益を代表する委員は飯島委員、立見委員と私、服部、労働者を代表する委員は井尻委員、北畑委員、中井委員、並びに使用者を代表する委員は西田委員、平岡委員、吉田豊委員の9名の委員とさせていただきます。各委員の皆様には、よろしくをお願いいたします。

続いて、議事（3）のその他についてに入ります。

お手元に資料が配られておりますので、事務局からの説明をお願いいたします。

## 佐渡主任

それでは、資料4と5につきましてご説明させていただきます。

まず、資料4-1から4-7は、昨年8月23日に開催された第319回総会以降に提出された最低賃金に係る労働団体等からの要請書でございます。

5ページの資料4-1は、昨年11月4日付けで西日本バス労働者連絡会から提出されましたバス運転手の最低賃金を確立するよう関係機関に働きかけることの「申入書」でございます。

7ページ、4-2につきまして、本年2月14日及び2月20日付けで関西合同労働組合から提出されました最低賃金を1,500円にすることを求める要求書でございます。

11ページ、資料4-3、こちらは本年2月24日付けで全日本建設交運一般労働組合大阪トラック部会から提出されました「トラック運転者の労働環境改善を求める要請書」として、道路貨物運送業の特定最低賃金の新設における審議会の設置等の要件について、最低賃金法第1条の趣旨に基づき改正することを求める申入れでございます。

13ページ、資料4-4は、本年3月22日付けで全大阪労働組合総連合から「最低賃金審議会委員の公正任命と最低賃金審議会の公開性を求める要請書」として、現場労働者の声を反映させるべく、希望者による意見陳述の機会等を継続すること、専門部会を公開すること、大阪労連加盟組織及び大阪労連推薦者を最低賃金審議会委員に任命することなどが、加盟労組293団体分からの要請書とともに提出されました。

次に、15ページ、資料4-5は、本年4月24日付けで近畿地方交通運輸産業労働組合協議会議長、同協議会トラック部会長、大阪交通運輸産業労働組合協議会トラック部会長の連名で、「2017年度交通運輸産業政策制度要求申し入れ」として、トラック運転者の特定最低賃金制度が制定されるよう、各事業者を指導されたいとの申し入れがあったものでございます。



21ページ、資料4-6は、全大阪労働組合総連合から「最低賃金の時間額1500円以上への引き上げと全国一律最低賃金の法制化を求める要請書」として、本年6月9日に提出されたものでございまして、大阪府最低賃金を時間額1,500円以上、日額12,000円以上、月額24万円以上にする、全国全産業一律1,000円の最低賃金制を確立すること、最低賃金審議会専門部会の委員選任については、公正・民主的に任命すること、専門部会の全てを公開することなどの要請が、加盟労組387団体分からの要請書及び10,069筆の署名とともに提出されております。

29ページ、資料4-7は、本年6月13日付けで大阪交通運輸産業労働組合協議会・同協議会ハイタク部会から「2017年ハイタク関係・政策・制度要求に関する要請書」として、タクシー運転手の特定最低賃金制度を大阪で設定できるよう、行政指導で業界に指導されたいとの申入れがなされたものでございます。

以上の要請文と署名原本を、公益委員のお席の後ろに置いてございまして、ご披露させていただいております。

資料4につきましては、以上でございます。

続きまして、次に、資料5の目安制度の在り方に関する全員協議会報告についてご説明いたします。

目安制度とは、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年47都道府県を4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安を作成し、地域最低賃金審議会へ提示する制度であり、昭和53年から運用しております。おおむね5年に一度、中央最低賃金審議会委員による中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会を設置し、その在り方の見直しを審議することにされており、今般の見直しでは、目安制度の原点に立ち返った検討を行い、平成26年6月から19回にわたる審議を経て、本年3月28日に目安制度の在り方に関する全員協議会報告が取りまとめられたところでございます。

資料の33ページ、こちらにポイントを、同じく35ページから全文をお付けしております。

報告要旨をご説明いたします。

まず、目安制度の意義、必要性についてでございます。

目安制度については、地方最低賃金審議会委員の意見を踏まえて検討した結果、その運用に当たった課題が指摘されるものの、最低賃金額の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるようにすべきであること、また、制度として定着し、地方最低賃金審議会の円滑な審議に重要な役割を果たしていることから、47都道府県を幾つかのランクに区分した上で目安を提示することの必要性について、改めて確認したところでございます。

次に、ランク区分の見直しについてでございます。

ランク区分の基礎となる諸指標について、統計調査の改廃等を踏まえ、資料52ページ、別紙3、こちらの「19指標」に見直されております。

ランク数においては、4ランク程度の区分が妥当とされ、所得・消費、給与、企業経営に関する諸指標により、東京を100とした総合指数を順番に並べ、指数の差が比較的大きいところに着目した上で、資料58ページ、別紙5のとおり見直されております。大阪は従前どおりランクAでございます。

次に、目安審議の在り方、参考資料の在り方についてでございます。

今後の目安審議については、公労使三者がその真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案して決定することが重要であり、経済社会状況の変化等を踏まえ、各種統

計資料の取捨選択を行うなど、引き続き見直しについて検討することが必要とされました。

また、最低賃金引上げが及ぼす影響については、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など、広く様々な統計資料等を注視しながら、継続的に検討していくことが必要とされました。

最後に、今後の見直しですが、5年ごとに見直しを行い、平成34年度以降、今回の見直しの経過に基づいて目安審議を行うこととされました。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございました。

ただ今ご説明がありました点について、何かご質問はございませんでしょうか。

はい、ないようでしたら、委員の皆様、ほかに何かございませんでしょうか。

ございませんか。

はい、それでは、特段ございませんようですので、事務局で小委員会等の委員名簿ができ上がっているようでしたら、配布をお願いいたします。また、事務局からほかに連絡事項等がございましたらご説明をお願いします。

## 佐渡主任

ただ今お配りいたしました委員会名簿に誤りはございませんでしょうか。

それでは、事務局から今後の日程についてご説明させていただきます。

本日は、この後、引き続き第1回運営小委員会を開催させていただきます。

次回の第2回総会は7月11日金曜日に、第1回特別小委員会の後の午後2時からの開催を予定しております。議事といたしましては、地域別最低賃金の改正決定の諮問、特定最低賃金の改正の必要性並びに改正決定の諮問を予定しております。

なお、第3回総会の日程につきましては、中央最低賃金審議会の目安伝達後にできるだけ早く開催させていただきたいと考えております。参考までに申し上げますと、昨年目安伝達は7月28日で行われました。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。

1つ確認ですが、7月11日火曜日ということですね。

## 佐渡主任

失礼しました。7月11日火曜日でございます。申し訳ございません。

## 服部会長

ありがとうございました。

皆様、ほかに何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

### 服部会長

それでは、ご意見、ご質問ないようですので、当面の審議の進め方は以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんでしょうか。

公益を代表する委員、何かありますか。

( な し )

### 服部会長

労働者を代表する委員、よろしいでしょうか。

( な し )

### 服部会長

使用者を代表する委員もよろしいですか。

( な し )

### 服部会長

なお、本日の会議の議事録の署名につきましては、労働者を代表する委員は井尻委員、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。

(閉会 午前10時25分)